一般社団法人偽造医薬品等情報センター

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人偽造医薬品等情報センターと称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的) ※2

第 3 条 当法人は、偽造医薬品若しくは指定薬物又はその他不正な医薬品(以下「偽造医薬品等」という。)に関する情報収集や提供を行うとともに、偽造医薬品等による健康被害の防止やこれらの啓発を行うことなどを通じて、消費者の安全確保及び医薬品の適正使用と保健衛生の向上並びに医薬品の適正な流通の確保を目指すとともに、医薬品の研究、開発を支援することにより国民の健康と福祉の向上に貢献することを目的とする。

(事業)※2

- 第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。
- (1) 偽造医薬品等の流通及び関連する健康被害情報等の収集事業
- (2) 偽造医薬品等情報の専門的な見地からの整理および調査事業
- (3) 偽造医薬品等の消費者、関係機関、関係企業等に対する情報提供事業
- (4) 偽造医薬品等による健康被害の防止およびその啓発事業
- (5) 偽造医薬品等に関する消費者等からの相談事業
- (6) 先端的、基盤的技術を応用した研究事業、官民共同の研究開発の支援事業
- (7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第 5 条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

- 第 6 条 当法人は、社員総会及び理事のほか、次の機関を置く。
- (1)理事会
- (2) 監事

第2章 会 員

(種別)

- 第 7 条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人 に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。
- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第 8 条 会員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(任意退会)

第 9 条 会員は、当法人所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

- 第10条 会員が次のいずれかに該当するにいたったときは、第19条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は第3条の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

- 第11条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第12条 会員が前三条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員と しての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位 を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
 - 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

- 第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。
- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

- 第15条 社員総会は、次の事項を決議する。
- (1)入会の基準
- (2) 会員の除名
- (3)役員の選任及び解任
- (4)役員の報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。
- 2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目 的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

- 第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員 の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行 う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決 権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4)解散
- (5) その他法令で定めた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を 委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明す る書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

- 第21条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、 その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき は、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その 事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的 記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみ なす。

(議事録)

- 第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(社員総会規則)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社 員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(役員の設置等)

- 第24条 当法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上9名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 理事のうち、1名を業務執行理事とし、専務理事とすることができる。

(選任等)

- 第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相 互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならな い。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を 執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担 執行する。

(監事の職務権限)

- 第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作 成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産 の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時社員総会の終結の時までとする。
 - 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等) ※1

第30条 理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に 従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当 法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)として支給することができる。

(取引の制限)

- 第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を 開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外のものとの間における当法 人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければ ならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第43条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の一部免除又は限定)

第32条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当法人は、外部役員との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。

なお、責任の限度額は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

第5章 理 事 会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第34条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3)前2号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び専務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法 人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第32条第1項の責任の一部免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

- 第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
 - 2 通常理事会は、毎事業年度内に4か月以上の間隔をおいて2回以上開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

- (3)前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。
- (5)前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

- 第36条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。
 - 2 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した 理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第42条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において 定める理事会規則による。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第44条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。
 - 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度の終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告(第2号及び第5号の書類を除く。)しなければならない。
- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3)貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、一般社団法人及び一般財団 法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会へ の報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社 員名簿を主たる事務所に備え置き、閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の処分制限)

第46条 当法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

第 7 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決 権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散及び清算)

- 第48条 当法人は、一般法人法第148条第3号に基づき、社員総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決により解散することができる。
 - 2 当法人の理事は、清算の開始によって清算法人となった当法人の清算人となり、一 般法人法第220条の規定に従い、すべての清算人をもって清算人会を組織する。

第8章 事務局

(設置等)

- 第49条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

第9章 附 則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第51条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第52条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成25年3月31 日までとする。

(設立時役員等)

第53条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 西島 正弘

設立時理事 福田 英男

設立時理事 高橋 千代美

設立時監事 藤井 彰

設立時代表理事 西島 正弘

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第54条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1. 東京都文京区小石川四丁目6番10号

エーザイ株式会社

代表執行役 内藤晴夫

2. 東京都港区三田二丁目19番10号

木村 政之

(法令の準拠)

第55条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人偽造医薬品等情報センター設立のためこの定款を作成し、設立時社員が 次に記名押印する。

平成24年8月3日

設立時社員 1. 東京都文京区小石川四丁目6番10号

エーザイ株式会社

代表執行役 内藤晴夫

2. 東京都港区三田二丁目19番10号

木村 政之

※1:平成26年12月9日変更

※2:2020年4月28日変更